○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県養老郡養老町沢田字東段原一三六一から一三六五まで、一三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市神坂字イボ坂三五五〇の口号、三五五二、三五五四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県土岐市曽木町字天狗二九二六の五一から二九二六の五六まで、二九二六の五八から二九二六の六〇まで、二九二六の一一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市日吉町字炭焼六七一二の一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇八七の七四から二〇八七の八一まで、二〇八七の八三、二〇八七の八五から二〇八七の八九まで、二〇八七の九二、二〇八七の九四から二〇八七の九七まで、二〇八七の一〇一から二〇八七の一〇三まで、二〇八七の一〇七、二〇八七の一〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾上大須字越田土一九二七、字内ン谷一九三一、一九三二、一九三三の一の一、一九三三の三、一九三三の九、一九三四の一一、一九三五の一、一九四一の二、一九四六、一九四七、一九四七の二、一九四八、一九四八の二、一九五〇、一九五二の二、一九五二の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県玉野市玉一丁目二四七八の一八（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字川又太郎兵エ落三四〇五の二・三四〇五の四・字川又白井平道下三四一〇の四・字川又白井平三四一二の二・三四一二の三・三四一三の四・三四一四の二・字川又岩下三四一六の九・字栃本岩下五六八九の八・字栃本白井平五六九〇の六・字栃本太郎平ヲトシ五六九二の九（以上十一筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県国頭郡大宜味村字根路銘棚原山二二六八の一五八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び大宜味村役場に備え置いて縦覧に供する。）